

住宅性能証明書【既存住宅の取得】（一戸建住宅1～3階建・1住戸併用住宅含む）（ ）内は税込金額です。消費税率 10 %

※住宅性能証明書申請における「既存住宅の取得」とは、既に竣工した住宅を言い「新築住宅の取得」以外のもの。審査及び検査方法は設計審査に加えて、それぞれの性能において施工した内容の確認できる資料について審査し、現況検査に適合することにより証明書を発行するものである。

性能種別	耐震性		省エネルギー性		省エネルギー性		バリアフリー		
	耐震等級2以上 ※評価書等が無い場合申請不可		断熱等性能等級4以上		一次エネルギー消費量等級4以上		高齢者等配慮対策等級3以上		
評価書等	有り※1※3 製造者認証住宅	有り※4 (他機関評価書)	有り※1	無し※2	有り※1	無し※2	有り※1	無し※2	
料金	審査 料金	¥130,000 (¥143,000)	¥200,000 (¥220,000)	¥90,000 (¥99,000)	¥120,000 (¥132,000)	¥130,000 (¥143,000)	¥180,000 (¥198,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥90,000 (¥99,000)
	検査 料金	¥40,000 (¥44,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥30,000 (¥33,000)
	合計	¥170,000 (¥187,000)	¥240,000 (¥264,000)	¥120,000 (¥132,000)	¥150,000 (¥165,000)	¥170,000 (¥187,000)	¥220,000 (¥242,000)	¥90,000 (¥99,000)	¥120,000 (¥132,000)
検査時期	竣工時		竣工時		竣工時		竣工時		

【追加料金・変更料金について】

- ① 上記料金に別途、出張料金を加算しますのでご注意ください。遠方出張料は「検査出張料金（建設住宅性能評価・住宅性能証明）」表により加算いたします。
- ② 変更料金は変更の程度により決定いたします。大きな変更の場合は新規料金となる場合があります。
- ③ 証明書の再発行料金 ¥5,000 (¥5,500) /1回
- ④ 再検査となる場合は、別途再検査料金が発生します。 ¥15,000 (¥16,500) +出張料金 /1回

【評価書等とは※1】当社が交付した建設住宅性能評価書（既存住宅）の場合は交付の日から概ね3年以内、その他の当社が交付した評価書等の場合は交付の日から5年未満のものを言い、当該評価書の等級の確認をする事により図面審査を省略できる。当社以外の交付の場合は、図面審査を省略せず、当該住宅が基準で定められている性能に適合していることを設計図等により確認をして、料金表では「評価書等無し」を選択する。

表1 評価書等（各性能基準に適合していること）	性能基準
1)建設住宅性能評価書（新築）+添付図書等	各性能に適合していること
2)建設住宅性能評価書（既存住宅）+添付図書等	各性能に適合していること
3)新築時の住宅金融支援機構によるフラット35S適合証明書+添付図書等※5	耐震性を除く
4)認定長期優良住宅建築証明書+長期優良住宅認定通知書+長期優良住宅認定申請書+添付図書等	耐震性、断熱等性能等級4
5)認定低炭素住宅建築証明書+低炭素建築物認定通知書+低炭素建築物認定申請書+添付図書等（+「断熱等性能等級4」の場合はフラット35S適合証明書※5を添付）	一次エネルギー消費量等級5 断熱等性能等級4

- ・表1の評価書等及びその添付図書の写しを添付してください。（申請者等は原本を提示の上、プラン21は原本照合を行います）
- ・建築基準法並びに各関係法令等の違反及び性能に影響のある改造や増改築等がない既存住宅を対象とします。
- ・省エネルギー性についてはモデル住宅法により算出した場合の適合書は評価書等活用の対象外です。

【評価書等が無い場合※2】原則として、性能等級に関する設計図書及び計算書等と、施工時の製品の納品書等（納品書、出荷報告書等）及び工事施工時の写真を提出する。但し、省エネルギー性の場合は、平成28年基準による省エネルギー性に対応していることが必要であり、メーカーの規格住宅等で、プラン21において性能基準が確認できる場合は、納品書等を省略する事ができる。他社の評価書等（表1における建設住宅性能評価書の内容に準ずる）により性能を確認する場合は、納品書等及び工事写真は省略できる。

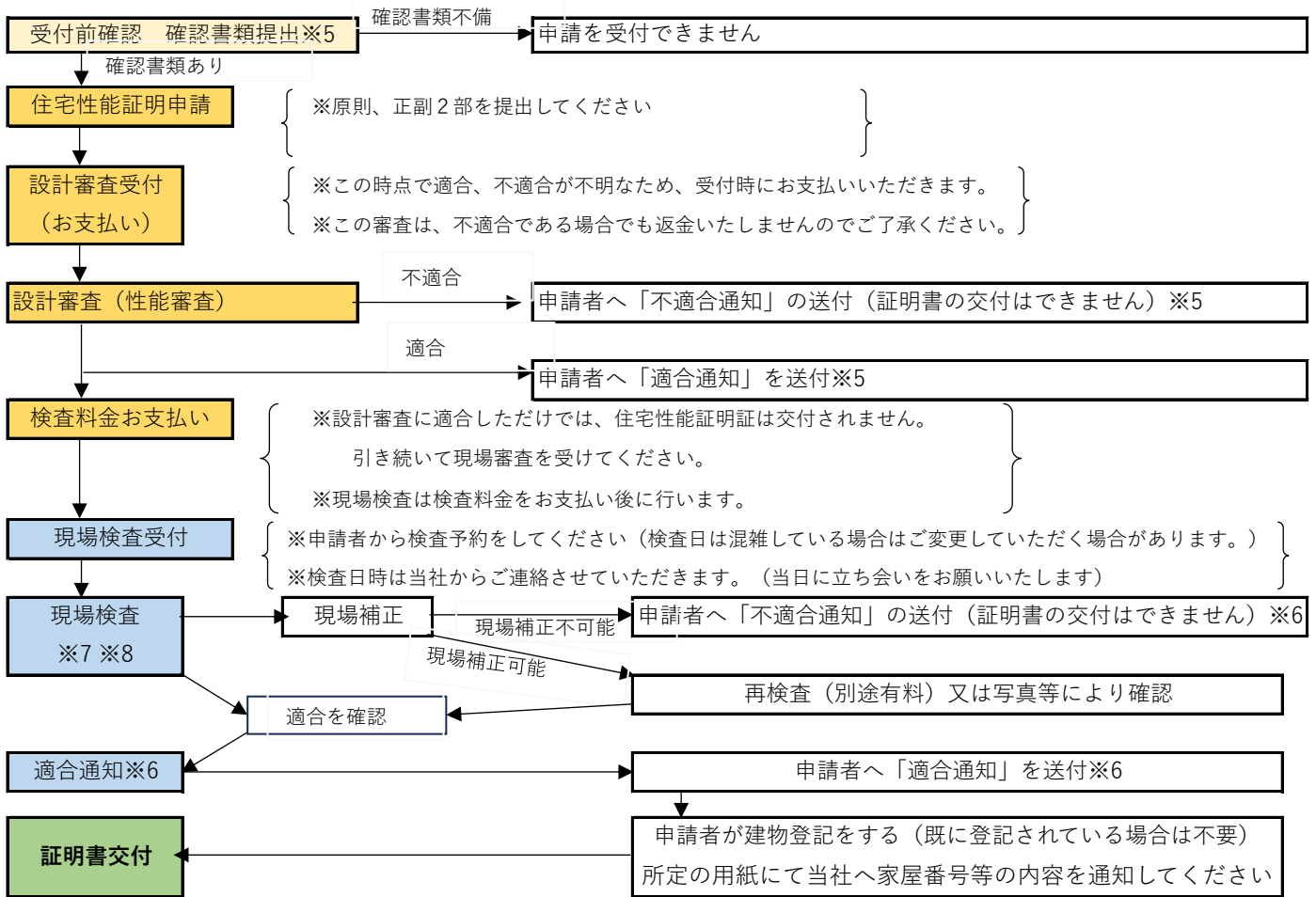
【製造者認証の場合※3】型式住宅部分等製造者認証により規格化されている住宅で、耐震性（耐震等級2以上又は免震建築物）の基準に適合していることを、評価書等（表1）及び提出図書により審査します。（原則、※1の評価書等の内容に準じます。）審査方法は、評価方法基準（既存住宅・個別性能）の実施方法に準じます。

【耐震性の他社の評価書の場合※4】他社の評価書等（建設住宅性能評価書に限る）を活用し性能を確認する場合で、評価書等の活用期限は、新築で交付の日から5年未満とし、建設住宅性能評価書（既存住宅）の交付の日から概ね3年以内とする。耐震性（耐震等級2以上又は免震建築物）の基準に適合していることを、「※1」及び「※3」以外の評価書等（表1）及び提出図書により審査します。審査方法は、評価方法基準（既存住宅・個別性能）の実施方法に準じます。（但し、H18国交告184号「耐震改修促進法告示の別添に準じた方法」による既存住宅を除く）又、評価書、設計図書、計算書等の写しを提出。※他機関の場合の評価書は原本の照合となります。

【注意事項】

- ① 原則、新築時の建築基準法に基づく確認申請書と確認済証の写し及びその添付図書等（原本照合）の写しを添付する。（申請者等は原本を提示の上、プラン21は原本照合を行います）但し、評価書等を活用する場合は、評価書等に代えることができる。又、建築基準法に違反している建物は住宅性能証明書の交付はできませんのでご注意ください。
- ② 本料金は階数（地下を含む）が、3階までとし、3階を超える住宅は別途料金をお見積りいたします。
- ③ 消費税率が変わる場合は、表示されている消費税込みの料金は、新しい消費税を加算した料金に読み替えてください。
- ④ 住宅性能証明書は設計審査及び現場検査に適合し、尚且つ、建物登記を行い家屋番号を取得しなければ交付されません。
- ⑤ お振込み手数料は申請者（代理者）様のご負担となります。

「既存住宅の取得」申請方法



※5：設計審査の「適合通知」及び「不適合通知」は、電子メール又は書面にてお送りいたします。

※6：現場検査の「適合通知」及び「不適合通知」は、電子メール又は書面にてお送りいたします。

※7：現場検査方法

- ・「断熱材の設置状況」及び「隠蔽部の劣化事象等の確認」並びに「その他の隠蔽部分」の目視、計測、工事資料等にて検査をするが、必要に応じて天井点検口、床下点検口等から確認し、省エネ性の場合にはそれらに加えてコンセントボックス等の取り外しにより確認することができる。又、どうしても確認できる点検口等がない部分は、一部を破壊し確認する事ができる。尚、取り外し、又は、一部の破壊及び復旧の作業等を行う場合は、申請者等が責任をもって行い、その費用についても申請者等が負担する。

- ・断熱材の設置状況の確認は、天井又は屋根断熱部と外壁断熱及び床断熱（基礎断熱の場合は基礎断熱とする）について、それぞれ1ヶ所以上の確認をする。

※8：現場検査の注意事項

- ①検査時は現場担当者等による立ち会いをお願いします。
- ②天井点検口、床下点検口、コンセントボックス等の取り外しは、検査前に行ってください。
- ③検査部位の目視計測確認に必要な梯子、足場、脚立等は申請者にてご用意をお願いします。
- ④上記①～③をしていただかない場合は、検査不可能として証明書の交付ができない場合があります。
- ⑤ 「既存住宅の取得」において「検査時に確認できない部分等」の検査についての注意事項

性能種別	検査時の注意
・断熱等性能等級4 ・一次エネルギー消費	・床下点検口、小屋裏点検口、スイッチBOX、コンセントBOX等から断熱材の設置を確認する。確認できない場合は、部分的な破壊による確認が必要な場合があります。
・耐震性	・目視確認できない部分的等で、破壊による確認が必要な場合があります。
・バリアフリー性	・目視確認できない部分的等で、破壊による確認が必要な場合があります。
・共通事項	・検査時に検査員が目視用に用いる脚立等が必要な場合は、申請者等（申請者、施工者、設計者等）が用意してください。 ・隠蔽部の確認のために、コンセント等の取り外し及び復元は、申請者等（申請者、施工者、設計者等）の責任と負担により行ってください。

註1：設計審査時に各性能に適合していない場合は、不適合となり住宅性能証明書の交付をすることができませんので、申請前に施工されている住宅の性能確認を行ってください。

註2：設計審査手数料は設計申請受付時点でのお支払いとなり、不適合又は現場検査の実施がなく取り下げされた場合でも返金はいたしません。尚、お振込み手数料は申請者（代理者）様のご負担となります。

註3：現場検査時に各性能の確認ができない場合、又は、設計図書等と不整合がある場合は、検査員の判断により、不適合となる場合があります。予め、現場において受検できる状態になっていることを再確認してください。